

令和3年3月11日	
資料提供	
担当課	知事部局 監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会 総務課 吉田(内3645、直通Tel073-441-3640) 教職員課 岩本(内3679) 県立学校教育課 中村(内3657) 義務教育課 川畑(内3626)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和3年2月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	3
職員等	
計	5

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	5
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	5

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある課において、県民からの不具合の通報を受け対応を行う内容を公表するというサイトの運営方法を守っていない。	担当課に調査を指示したところ、当該サイトにおいて、不具合を通報された方には対応状況を確認できるように公開していることが確認できた。
② ある振興局の来客用駐車場に職員の車が置かれている。	調査を指示したところ、事実が確認できたため、当該職員に注意を行うとともに、局内に駐車位置についての注意喚起の通知文による周知を行うことを確認した。
③ ある地方機関の管理職が勤務中に用務に関係のない話を行い、また、電話が鳴っているにもかかわらず対応しなかった。	調査を指示したところ、一部事実が確認できたため、本庁主管課から注意を行った。
④ ある県立学校2校が2月6日に練習試合をする。	不受理とし、教育委員会に回付した。
⑤ ある県立学校の浄化槽、マンホールにおいて、雨水の流入があった。全てのマンホールを開けて点検していない。	不受理とし、教育委員会に回付した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 2 ②③

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 3 ①④⑤

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの 1

(うち通報内容が事実とは認められないもの) 1 ①

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2 ②③
(3)調査を継続中としたもの	
(4)不受理としたもの	2 ④⑤

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(1月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	5
職員等	
計	6

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	4
面談	
電話	
計	6

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある中学校の教員は、校区外の小学生を部活動に勧誘している。また、部活動の指導において生徒に対する暴言があった。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し調査対応させた。
② ある県立学校2校が2月6日に練習試合をする。	県立学校における県内の練習試合等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和3年1月12日から原則禁止としていたが、令和3年2月3日に解除したため、問題はない。
③ ある県立学校の浄化槽、マンホールにおいて、雨水の流入があった。全てのマンホールを開けて点検していない。	雨水の流入が確認できたので、必要な修繕等の実施を指示した。 保守点検、清掃及び法定検査については、浄化槽法等を遵守のうえ実施している。
④ ある県立学校の職員が、職員や生徒に対しパワーハラスメントを行っている。	調査中
⑤ ある県立学校の管理職がコロナ禍で教員と飲み会を開いたり、職場内でパワーハラスメントや一部の教員を轟然している。	調査の結果、不正や非違と考えられる行為は認められなかった。
⑥ ある県立学校の職員が、生徒に対し適切でない言動を行っている。	調査の結果、配慮に欠けると取られかねない発言があったので、学校長が適切に指導し、改善されている。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	4 ①④⑤⑥
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	2 ②③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	2
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1 ⑤
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	1 ②
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	3 ①③⑥
(3)調査を継続中としたもの	1 ④
(4)不受理としたもの	

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(1月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。